

2日ソ連発 267号
令和3年3月16日

加盟団体理事長様

(公財)日本ソフトテニス連盟
専務理事 野際 照章



審判員資格更新の特例措置について

コロナ禍におけるソフトテニス振興にご尽力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、資格更新に必要となる令和2年度1級審判員ブロック別研修会は中止となりましたが、これにより令和3年3月31日で審判員資格が失効の方を対象に下記の特例措置を講じることとなりましたので、連絡させていただきます。

連絡が遅れて誠に申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

記

1. 更新に必須である研修会受講を免除する。
2. 上記1の適用を受けようとする者は、所属都道府県連盟または日本学生連盟を通じて更新の手続きを行う。
3. 上記1の適用を受けた者の更新日は「令和3年4月1日」とし、令和3年3月28日までに会員登録システムにより更新手続きを行う。
※メンテナンスのため3月29日～31日の間、システムは停止となるため令和3年3月28日までに手続きをお願いします。
4. 各加盟団体で実施している2級審判員資格の更新手続きも同様に行う。

以上

(公財)日本ソフトテニス連盟
担当 佐藤 成敏
TEL : 03-6417-1654
Email : sato@jsta.or.jp